

令和8年 月 日

京都府北部圏域水道事業等経営基盤強化あり方検討会

会長 綾部市上下水道部長 小林 浩子 様

所在地：

名称：

代表者：

印

誓 約 書

京都府北部圏域水道事業等経営基盤強化調査業務委託プロポーザルへの参加表明に当たり、下記に記載した事項は事実と相違ありません。

なお、参加表明書等提出後において、当該誓約事項に反することが判明したとき、又は該当する事態になったときは、速やかに貴職宛てへ申し出るとともに、貴検討会が行う措置について何ら異議のないことを誓約します。

記

- 次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
 - 国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - 各事業体から指名停止を現に受けていないこと。
 - 破産法（平成16年法律第75条）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
 - 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ（ア）にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア) 又は (イ) と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずるもの
 - (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (エ) (ア) から (ウ) までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての職員をいう。以下同じ。）が法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき

- イ 暴力団又は暴力団員が経営に関与していると認められるとき
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザルに参加しようとする者
 - ク 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからキまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (9) 本調達に係る業務内容に関して、公認会計士のサポートを受けられる体制を現に有している又は業務開始までにその体制を整えること。
- 2 提出書類等に虚偽の記載をしていないこと。
 - 3 書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類を作成していないこと。
 - 4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行わないこと。
 - 5 評価の公平性に影響を与える行為を行わないこと。
 - 6 本プロポーザル関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めないこと。
 - 7 その他、審査結果等に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行わないこと。